

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月1日現在

～2022年5月31日

2022年6月1日～

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

別記

10 モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等

(2) 削除

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、カテゴリーFに係るものに限り、)に係る定額利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るもの）に限り、以下この欄において同じとします。）に係る定額利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分等があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">プラン区分</th> <th style="width: 50%;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 当社は、カテゴリーFについて、<u>通常タイプ</u>の契約者カード又は<u>インダストリアルタイプ</u>の契約者カードを提供します。この場合、モバイルアクセス契約者は、あらかじめいずれか一方を選択するものとします。</p>	プラン区分	コース区分	(略)	(略)
プラン区分	コース区分				
(略)	(略)				

▲モバイルアクセスサービス契約約款（平成14年経企第938号）

実施 平成14年10月18日

別記

10 モバイルアクセスサービスに係る移動無線装置の販売等

(2) 当社は、モバイルアクセス契約者から請求があったときは、当社が販売する移動無線装置の機器設定等を行います。この場合において、当社が対応可能な機器設定等の内容及びモバイルアクセス契約者が負担を要する費用については、当社がモバイルアクセスサービスに関する重要事項説明書に定めるところによります。

料金表

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料

1 適用

区 分	内 容				
(3) モバイルアクセスサービス(カテゴリーFに係るものに限り、カテゴリーFに係るものに限り、)に係る定額利用料の適用	<p>当社は、モバイルアクセスサービス（カテゴリーFに係るもの）に限り、以下この欄において同じとします。）に係る定額利用料の適用について、次のとおり定めます。</p> <p>ア モバイルアクセスサービスには、次表のとおりコース区分等があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">プラン区分</th> <th style="width: 50%;">コース区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 当社は、カテゴリーFについて、<u>ノーマルグレード</u>の契約者カード又は<u>インダストリアルグレード</u>の契約者カードを提供します。この場合、モバイルアクセス契約者は、あらかじめいずれか一方を選択するものとします。</p>	プラン区分	コース区分	(略)	(略)
プラン区分	コース区分				
(略)	(略)				

モバイルアクセスサービス契約約款 【現改比較表】 2022年6月1日現在

～2022年5月31日

2022年6月1日～

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (イ) インダストリアルタイプ のもの

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容	
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	種 別	内 容
	ア 開通手数料	モバイルアクセス契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (イ) インダストリアルグレード のもの

[附 則（令和4年5月30日 D P S 第00925385号）](#)

[この改正規定は、令和4年6月1日から実施します。](#)